

# まなびあい（講師登録制度）ルール

## ◆まなびあい（講師登録制度）とは

《組合員どうしが、知り・知らせ合える活動を大切にしたコミュニケーションの場》のことです。  
とやま生協では、組合員ひとり一人の興味や関心を大切に、気軽にとやま生協に関わりを持ち、成長しあえる組織を目指しています。組合員どうしの「学びたいこと、伝えたいこと」を“おしえあい・まなびあい”、より豊かなくらしを実現していきましょう。

利用の前に必ずお読みください。

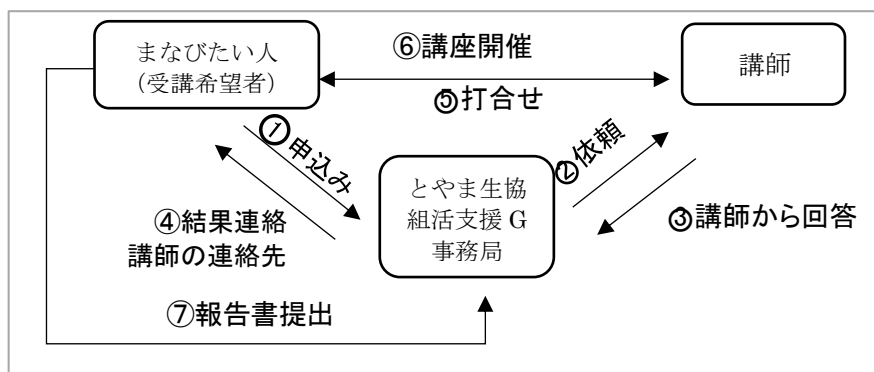
※ご利用になりたい方、講師登録をしたい方の申し込み方法は、2通りあります。

《電話》 申込用紙または登録用紙一式を配達時にお渡しします。

《用紙》 とやま生協ホームページ「まなびあい」から「学びたい(講師依頼)」または「教えたい(登録申込み)」の用紙を印刷し、ご記入後配達時にご提出ください。

## ◆利用までの流れ

- ① 事務局に利用申込書を提出して申し込み。
- ② 事務局から講師に依頼。
- ③ 講師から事務局へ可否回答。
- ④ 受講希望者へ結果連絡。開催可の場合には講師の連絡先をお伝えします。
- ⑤ 受講希望者から講師に連絡を入れ、詳細に関する事前打ち合わせ。講師の方と受講料・材料費等を必ず確認しましょう。
- ⑥ まなびあい講座開催。楽しくまなびましょう。
- ⑦ 講座開催後に受講者は報告書を提出。



＜お問い合わせ先＞ とやま生協 組合員活動支援グループ まなびあい事務局  
TEL 076-443-8806 (月～金 9:00～18:00)  
FAX 076-443-8810

## ◆利用について

### 【申込単位】

とやま生協組合員 1 名を含む 3 名以上の個人グループ、または生協の委員会単位などで申し込むことができます。

子どもが受講できる講座もありますが、「組合員どうしのコミュニケーションの場」という趣旨の為、子どもだけで会場に行くことはお控えください。保護者が一緒に活動しない場合でも保護者同伴が原則です。

※委員会で行う場合は、配布チラシなどで地域の組合員へ参加呼びかけや、活動後の報告を広く地域の組合員にお知らせすることが申し込み条件となります。講師との連絡窓口となる方が代表者として申し込みをしてください。

委員会単位で利用する場合、同じ講座は年 2 回まで利用できます。地域に呼びかけず、委員が個人の趣味として楽しむ場合は、個人グループでの利用とみなします。

【講座のタイプ】 1 回完結型です。継続して受講する通学制・月謝制の講座ではありません。同じ講座を再度申し込む事は可能ですが、**継続が前提ではありません**。

【申込時期】 原則、開催予定日から 2 ヶ月以上前にお申し込みください。  
(ただし、講師が承諾した場合には 2 ヶ月以内の開催も可。お問い合わせください。)

【参加人数の確定】 開催予定日の 1 週間前までに参加人数を確定し、講師に参加人数の報告をしてください。

【報告書】 受講グループ代表者は、開催日より 2 週間以内に報告書を提出してください。  
用紙や提出方法については別途お知らせします。

## ◆会場について

原則、会場の手配は公民館や体育館など受講者が予約、手続き、支払いを行います。  
会場使用料も受講者負担です。  
講座によっては、講師の自宅や工房などで開催可能な場合もあります。

**とやま生協の各センターを「まなびあい」で使用することができます。**

組合員ホールの使用は無料です。  
理事会等とやま生協の内部会議がある時には、「まなびあい」を含めて組合員活動で使用することはできません。

組合員活動の優先順位は以下の通り。(以下の 1.2.3 の活動がない日に使用できます。)

〔優先順位〕

1. とやま生協の機関会議
2. 専門委員会・地域会
3. せいきょうクラブ・サークル

※ただし、開催予定日より 4 週間前からは、上記の優先順位はなくなり、先に予約した団体が使用することができます。利用されたい方は、まなびあい事務局まで問い合わせください。

## ◆費用について

申し込み単位	費目	負担者
個人グループ	講師料	受講者
	講師の交通費	受講者
	材料費	受講者
	会場費	受講者
委員会	講師料	委員会活動費
	講師の交通費	委員会活動費
	材料費	原則、受講者
	会場費	委員会活動費

**【講師料】** 活動時間に関係なく1回あたりの講師料を支払います。

例えば、通常1時間の内容を30分で受講するなどの短縮や、または2時間を超えた場合でも1回とみなします。

**講師料は受講者全員で支払う総額**です。各人が支払う**個別会計ではありません**。

(例:「講師料 3,000 円」の講座を 3 人で受講 → 一人あたり 1,000 円負担。 10 人で受講 → 一人あたり 300 円負担。)

**一人あたり単価が示されている講座はその単価を各人支払う個別会計ですが、「まなびあい」の講師料上限は 5,000 円**です。単価に人数を乗じて上限を超える場合は**5,000 円を講師にお支払いください**。

(例:一人 500 円の講座を 3 人で受講→1,500 円を講師に支払う。 20 人で受講→一人 250 円負担で 5,000 円を講師に支払う。 禁止例:一人 500 円の講座を 20 人で受講したので、10,000 円支払った。)

**【交通費】** 講師から請求があった場合には、講師が会場往復に要した交通費を支払います。

請求がある場合とは、講師が公共交通機関を利用した場合の運賃や、自家用車を使用した場合のガソリン代、**往復のキロ数×キロ単価**(キロ単価はとやま生協で定めたものとします。その都度、まなびあい事務局までお問い合わせください)、高速道路、有料駐車場を利用した場合にはその料金が発生したときのことです。

**【材料費】** 受講者の自己負担。専門的な材料などで講師が準備する場合は、講師にお支払いいただきます。

**【材料の準備】** 料理などの材料の準備は受講者が行い、できるだけとやま生協の商品をご利用くださるようお願いしております。工芸・手芸など専門的な材料は、講師が準備することもあります。講座ごとに異なりますので事前に確認してください。

※委員会活動での料理の場合、材料費や調味料などが委員会活動費として認められる場合があります。

**【会場費】** 受講者が負担、支払いします。

## ～講師として登録される方へ～

### ◆講師の登録について

**【登録資格】** とやま生協の組合員および、組合員のご家族。

教える内容のプロである必要はありません。資格・経験不問。

得意なことを「気軽におしえあい、まなびあう」という「まなびあい」の趣旨にご賛同いただける方。

**【公開情報】** 別紙「登録フォーム」の中の太枠内は公開項目です。ホームページ、機関紙などで公開します。

**【講座内容】** ①特に分野は指定しません。自分が知っていること、得意なことを他の組合員の方に教えてください。ただし、生協の基本理念に反した活動や、政治・宗教に関わるもの、営利を目的とした活動は承認できません。プロの方が講師登録することは可能ですが、その場合でも、本業の生徒勧誘、営業目的で登録することはご遠慮ください。生徒勧誘、営業行為それに類する行為が発覚した場合には、講師登録を抹消します。

② 3人以上の団体講習であり、個人レッスンではありません。③「まなびあい」の趣旨は「**組合員交流**」です。講座は、原則 **1回 2時間以内、1回の受講で完結**する内容で企画してください。同じ受講者が継続して通う通学制・月謝制ではありません。内容によっては2時間を超えても構いません。

**【登録人数】** 講師になるのは原則個人一人とします。ただし、複数人で講師として登録する場合は、登録フォームに代表者及び他の講師になる人についても記入してください。

**【登録期間】** 講師としての活動は毎年4月から翌年3月末までの1年間。毎年12月の更新時期に翌年度継続について確認いたします。年度途中からの新規登録も可能。

◇費用項目については本ルールp.3の「費用について」該当項目も熟読ください。  
金銭授受が発生する時は、必ず講師名を書いた領収書を受講者へお渡しください。

**【講師料】** 1回あたりの講師料を0～5,000円の範囲で自由に設定してください。受け取り上限額は1回あたり5,000円(税込)とします。「まなびあい」は「気軽におしえあい・まなびあう」という趣旨の組合員活動なので、講習内容や相場に比して低い金額だと思われても、上限を超えないように設定してください。無料講習も可。一人あたり単価を定めても結構ですが、単価に受講人数を乗じて5,000円を超える場合でも上限は5,000円です。講師料は公開情報であるため、変更したい場合はまなびあい事務局まで連絡してください。

(禁止例)一人300円の講座を3人が受講。2時間900円では少ないので、3人で3,000円にしてみました。

※講師料を受け取る際には必ず領収書を受講者へお渡しください。

**【交通費】** 交通費は、講師料とは別に請求することができます。

◆公共交通機関を利用した場合は運賃実費。バス代などレシートがない場合でも誠実に請求すること。

◆自動車を使用した場合は、ガソリン代。会場までのキロ数を計測しながらお出向きください。

◆有料駐車場を使用した場合はその実費。利用した証明となる領収書をご準備ください。(講座後可)

※交通費を受け取る際には必ず領収書を受講者へお渡しください。

**【材料費】** 材料費が1人あたり2,000円以下の講座内容にしてください。高額な経費がかかるものは、組合員が得意なことを「気軽におしえあい・まなびあう」という趣旨から外れるため、「まなびあい」では不相当とみなします。材料は原則受講者が準備し、費用も受講者負担としますが、専門的な材料や道具など、講師が準備したほうが円滑に進められる場合には講師が準備し、材料費として受講者に請求できます。レシートや領収書があれば必ず受講者にお渡しください。講座内容に可変性があり、受講希望者から希望予算額が提示された場合には、それに添うような講座内容をお願いします。(要望例「500円で4人分の夕食メニューを教えてください。」「800円以下の花材で華やかなフラワーアレンジメント」。)

講師が見本やお手本で使用する材料費、消耗品費は講師自己負担とします。

※材料費を受け取る際には必ず領収書を受講者へお渡しください。

**【会場費】** 講師の自宅を会場として使用した場合、水道光熱費は講師料に含むものとし、受講者に会場費を請求しないこと。公民館・体育館などの会場費は受講者が支払います。

#### ◆◆講師の個人情報取り扱いについて◆◆

登録いただいた個人情報に関して、ホームページ、機関誌などで公開する項目以外は「まなびあい」の運営に必要な事務手続きにのみ使用いたします。受講希望者に伝える必要がある場合には、事前に確認し、ご了承を得ます。無断で第三者にお伝えすることはありません。

## 《講師料設定について》

講師料は、0～5,000 円の間で自由にお決めください。

講座の為に時間を空けて、準備をして、会場まで出向いて講習をするにあたってご自身がお納得できる価格設定をしてください。1 回あたり講師料を設定していただきますが、一人当たり単価を設定されても構いません。無料講習も可です。

●一般的なカルチャー教室とは全く違う「組合員活動」であることをご理解ください。

●一人当たり単価を設定した時の注意点

まなびあいは最低 3 人からの開催です。3 人のみで受講されることもあります。

「単価 × 人数」>5,000 円となる場合でも、上限 5,000 円以上は受け取れません。

(例 1) 一人 500 円の講座を 12 人が受講された。→ 一人あたり単価を 5,000 円 ÷ (人数) としてください。

(例 2) 1 回 10 人くらいの申し込みを期待して 1 人 300 円と設定した。しかし、3 人グループの申し込みだった。一人 300 円で 3 人に講習したが、全部で 900 円だと少ないので、「3 人の場合は一人 1,000 円にした」などは認めておりません。1 回でいくらという目安があるのであれば、一人あたり単価を設定せず 1 回あたりの講師料設定をしてください。

●とやま生協の「まなびあい」趣旨は組合員交流です。講師がプロや有資格者である必要はありません。本業の方が登録される場合でも、仕事としての依頼や契約ではございません。本業で 1 回数万円で開催されている内容であっても、生協の組合員活動では上限 5,000 円を守ってください。

●途中で講師料を変更することは可能ですが、事前に必ずとやま生協のまなびあい事務局までご連絡ください。無断変更して受講者に請求することは認めておりません。

●とやま生協に登録費や仲介手数料は不要です。

## 《材料費・消耗品費について》

材料費・消耗品費は受講者一人当たり 2,000 円以内に収まる内容でお願いいたします。高額な材料費負担は「得意なことを生協組合員どうしで気軽におしえあい・まなびあう」という趣旨と外れるため、材料費に上限を設けております。

講師が見本・手本として作成使用するものの材料費・消耗品費は講師自己負担とします。受講者に請求しないように、講師料に含めて講師料を設定してください。

### 《複数講座開設について》

お一人で複数の講座を開設することができます。全く異なる別ジャンルのもので構いませんし、一つのジャンルで、複数設定でも結構です。(例：ヨガで「初心者向け 60 分コース」「パワーヨガ 90 分コース」「ゆったりヨガ 120 分コース」などを一つの講座紹介の中で紹介するコース選択制としてもよろしいですし、それぞれ 3 つの講座として分けて開講していただいても構いません。

### 《これまでの受講者について》

「まなびあい」は受講者が会場手配（会場費負担）をします。個人グループでのお申し込み数よりも、自分たちで生協ホールや公民館・体育館などを借りることに慣れている生協の委員会や地域会からのお申し込み数の方が多いです。委員会や地域会は数名～20 名など構成人数にバラつきがあります。「地域会メンバーの 15 名で受講したいので講座紹介に上限 10 名とありますが、15 名で受講できませんか？」などの問い合わせがあり得ることをご了承ください。これは準備や内容によると思いますので、その都度個別に回答いただければ結構です。

上記ご了承の上、講師登録されようと思われた方は「講師登録フォーム」と「講座企画書」をご提出ください。

【あなたの「得意」が誰かの「学び」になる】をお待ちしております。

とやま生活協同組合

組合員活動支援グループ

まなびあい事務局

〒930-0873 富山市金屋 555

TEL：076-443-8806

FAX:076-443-8810